

令和3年4月26日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
未 来 社 会 デ ザ イン 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による
海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第8報】

標記については、令和3年1月8日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第7報】」により通知しているところですが、新型コロナウイルス感染症に関し、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象とし、また、期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が政府から発出されたところです。

これに関し、同宣言の対象区域に属する都道府県を目的地又は経由地とする出張については、従前どおり、原則としてこれを認めないこととするが、同都道府県を経由地とするが目的地としない出張については、例外を認めることとしました。これに伴い、本学における新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いを別紙のとおり変更することとしましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、第7報からの主な変更点は下記のとおりです。

また、令和3年1月8日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第7報】」は、本日をもって廃止します。

記

第7報からの主な変更点

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県を目的地又は経由地とする出張については、従前どおり、原則として、これを認めないこととするが、同都道府県を経由地とするが目的地としない出張については、例外を認めることとした。

本学の教職員の出張

下線は変更箇所

変更前（第7報）	変更後（第8報）
<p>1) 外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。）については、当面の間、これを認めない。</p> <p>2) 国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）のうち、特定都道府県（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県（※）をいう。以下同じ。）を目的地又は経由地（経由とは、ある地点を通ることをいう。以下同じ。）とするものについては、緊急事態宣言が解除されるまでの間、原則として、これを認めない。</p>	<p>1) （同左）</p> <p>2) 国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）のうち、特定都道府県（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県をいう。以下同じ。）を目的地又は経由地（経由とは、ある地点を通ることをいう。以下同じ。）とするものについては、緊急事態宣言が解除されるまでの間、原則として、これを認めない（※）。</p> <p>※ <u>ただし、特定都道府県を経由地とするが目的地としない出張については、旅行命令権者が用務の必要性を判断し、また、次の点を考慮した上で、出張を認めることができるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>経由地となる特定都道府県内における移動手段及び滞在時間</u> ・ <u>経由地となる特定都道府県の知事からの要請内容</u> ・ <u>出張者の健康状態（基礎疾患の有無を含む。）</u> ・ <u>前記以外のその他の事情</u>

<p>3) 2)に掲げる出張以外の国内出張については、必要性や感染リスク等を十分に考慮し、対応するものとする。また、旅行者は、政府から公表されている「新しい生活様式」の実践例に留意するものとする。</p>	<p>なお、出張が認められた出張者は、<u>経由地となる特定都道府県においては次の点に留意して出張するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>経由地となる特定都道府県内における行為は、専ら移動・乗り換えとすること。</u> ・ <u>経由地となる特定都道府県内における移動に要する時間は、必要最小限とすること。</u> ・ <u>経由地となる特定都道府県内の駅、空港、バスターミナル等での滞在時間は、必要最小限とすること。</u> ・ <u>経由地となる特定都道府県内における移動・乗り換えは、通勤・通学等により混雑していない時間帯に行うことが望ましいこと。</u> ・ <u>感染予防を適切に行うこと。</u> <p>3) (同左)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに
私事による海外渡航及び国内移動の取扱い

出張等の取扱い

I 本学の教職員の出張

- 1) 外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。）については、当面の間、これを認めない。
- 2) 国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）のうち、特定都道府県（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県をいう。以下同じ。）を目的地又は経由地（経由とは、ある地点を通ることをいう。以下同じ。）とするものについては、緊急事態宣言が解除されるまでの間、原則として、これを認めない（※）。

※ ただし、特定都道府県を経由地とするが目的地としない出張については、旅行命令権者が用務の必要性を判断し、また、次の点を考慮した上で、出張を認めることができるものとする。

- ・ 経由地となる特定都道府県内における移動手段及び滞在時間
- ・ 経由地となる特定都道府県の知事からの要請内容
- ・ 出張者の健康状態（基礎疾患の有無を含む。）
- ・ 前記以外のその他の事情

なお、出張が認められた出張者は、経由地となる特定都道府県においては次の点に留意して出張するものとする。

- ・ 経由地となる特定都道府県内における行為は、専ら移動・乗り換えとすること。
 - ・ 経由地となる特定都道府県内における移動に要する時間は、必要最小限とすること。
 - ・ 経由地となる特定都道府県内の駅、空港、バスターミナル等での滞在時間は、必要最小限とすること。
 - ・ 経由地となる特定都道府県内における移動・乗り換えは、通勤・通学等により混雑していない時間帯に行うことが望ましいこと。
 - ・ 感染予防を適切に行うこと。
- 3) 2)に掲げる出張以外の国内出張については、必要性や感染リスク等を十分に考慮し、対応するものとする。また、旅行者は、政府から公表されている「新しい生活様式」の実践例に留意するものとする。

「新しい生活様式」の実践例

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>



移動に関する感染対策

- ・ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ・ 地域の感染状況に注意する。

II 本学の教職員以外の者の出張

本学の教職員以外の者の出張については、I に準じて取り扱う。

III 出発前のお出張

既に発令した旅行命令等（本学の教職員の出張に係る旅行命令及び本学の教職員以外の者の出張に係る旅行依頼をいう。以下同じ。）であって、出発前のものについては、次のとおり措置するものとする。

I の1) に掲げる出張 発令を取り消す。

I の2) に掲げる出張 原則として、発令を取り消す。

I の3) に掲げる出張 発令を取り消す必要があると認めた出張については、発令を取り消す。

IV 旅費のキャンセル料

旅行命令等の発令をこの取扱いに基づき取り消した場合において、旅費のキャンセル料が生じたときは、「新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）」（令和2年2月28日付け財務施設部長事務連絡）に基づいて処理するものとする。

新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）

http://okpc20.adb.in.shizuoka.ac.jp/nzaimu/n_zaimu1/kaikeikitei/97-1.pdf

【学内専用サイト】



V 研修

本学の教職員の研修（所属部局長等の承認を受けて勤務場所を離れて職務を行うものである。旅費の支給が伴わないものをいう。）については、I 及びIII に準じて取り扱う。

私事による海外渡航の取扱い

I 本学の教職員の私事による海外渡航

本学の教職員の私事による海外渡航（出張又は研修によらず、帰省、旅行等のために外国に渡航することをいう。以下同じ。）については、当面の間、自粛するよう強く要請する。

やむを得ず私事による海外渡航をする場合は、渡航前に部局の総務担当に渡航計画（出発予定日、帰国予定日、訪問日、訪問予定国、訪問予定都市等）を報告するよう強く要請する。

私事による国内移動の取扱い

I 本学の教職員の私事による国内移動

本学の教職員の私事による国内移動のうち、不要不急の帰省、旅行等により特定都道府県を目的地又は経由地として移動するものについては、極力避けるよう求めます。